

## 情報システムセキュリティに関する核物質防護措置 に係る審査基準の改正案の作成等の進め方

令和 3 年 6 月 23 日  
原子力規制庁

令和 3 年 4 月 20 日の原子力規制委員会において、核物質防護措置のうち情報システムセキュリティに関する部分の審査基準の改正概要について審議した際指示があった情報システムセキュリティに関する核物質防護措置に係る審査基準の改正案の作成等の進め方については、以下のとおりとしたい。

### 1. 実用炉審査部門による審査基準改正案の確認

核物質防護措置に係る審査基準の改正案について、実用炉審査部門において、以下の観点から確認を行う。

- ① 防護対象とする情報システムの選定範囲が、セーフティの観点からみて必要な安全機能を確保するために十分な範囲になっているか。
- ② 情報システムに対する防護措置に係る要求が、セーフティに悪影響を与えることが無いか。

### 2. 情報システムセキュリティに係る核物質防護規定変更認可申請の審査の進め方

現在、核物質防護規定の審査の際は、セーフティへの悪影響がないかどうか核セキュリティ部門から実用炉審査部門に連絡をし、実用炉審査部門にてその確認を行っている。

その際、今後実施予定の情報システムセキュリティに関する核物質防護措置に係る審査基準の改正による核物質防護規定の変更認可申請の審査においては、以下の観点から実用炉審査部門において確認を行う。

- ① 事業者が防護対象として選定した情報システムの範囲が、セーフティの観点からみて必要な安全機能を確保するために十分な範囲になっているか。
- ② 事業者が実施する予定の情報システムに対する防護措置が、セーフティに悪影響を与えることが無いか。